

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1059号)

平成24年7月24日

横情審答申第1059号

平成24年7月24日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成23年10月14日建調整第1334号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「既存の権利者の届出受付処理簿」の一部開示決定に対する異議申立てにつ
いての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「既存の権利者の届出受付処理簿」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「既存の権利者の届出受付処理簿」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成23年5月27日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立文書は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第13号に基づき、建築行為の予定がある土地所有者及び土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者から受けた、将来建築を行う旨の届出（以下「13号届出」という。）の内容を転記した受付処理簿及び区ごとに再編した受付処理簿の写しである。
- (2) 本件申立文書のうち、個人の住所・氏名、土地の所在地番・地目・地積、権利を有していた目的、権利の種類、権利の行使状況及び摘要については、個人から提出された13号届出の内容を転記した情報であり、13号届出に係る権利の行使状況については実施機関において追記した情報である。これらの情報は、全体として13号届出を行った個人に関する一体不可分の情報であり、これを開示すれば、特定の個人が識別されることとなるため、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 土地に関する権利については、条例第7条第2項第2号には該当せず、土地の所在

地番・地目・地積、権利を有していた目的、権利の種類、権利の行使状況及び摘要は開示されるべきである。

登記簿謄本などは誰でも閲覧、開示できるものであり、そこには土地の所在地番・地目・地積、所有者個人の住所及び氏名並びに銀行からの借りに至るまでの情報が記載されているが、これらは、個人に関する情報ではないのか。

- (3) 申立人は、個人を識別特定することを目的としておらず、あくまで土地の権利の調査を目的としているものであり、よって個人の権利利益を害することはない。

5 審査会の判断

(1) 市街化調整区域に係る建築許可に関する事務について

ア 法に基づく都市計画は、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としており、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要があるときは、都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができることとされている。

イ 法第7条第3項では、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域と定義されている。また、法第34条では、当該区域内での開発行為及び建築行為は規制されており、原則として、都道府県知事は開発許可をしてはならないこととされている。ただし、経過措置として、法第34条第13号及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第30条では、市街化調整区域に指定が行われた日から6月以内に13号届出があった土地については、市街化調整区域に指定された日から5年間は開発行為又は建築行為を行うことができることとされている。

ウ 法第78条では、市街化調整区域における開発行為又は建築行為の許可に係る審議、審査請求に対する裁決等を行うため、開発審査会を置くことを定めており、横浜市では同条に基づき、横浜市開発審査会条例（昭和44年12月横浜市条例第71号）を制定し、横浜市開発審査会（以下「開発審査会」という。）を設置・運営している。また、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認める開発・建築行為について、市街化調整区域内で許可を得るために開発審査会に提案する横浜市開発審査会提案基準（以下「基準」という。）を定めている。

エ 基準第14号では、13号届出がなされた土地に係る特例措置を定めており、横浜市では、区域指定後経過措置期間の5年が過ぎた後でも、開発審査会の議を経て、

戸建住宅の建築を許可する運用をしている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、13号届出を受け、その内容を受付順及び区ごとに転記したものであり、受付月日、受付番号、届出者住所・氏名、土地に係る所在地番・地目・地積、権利を有していた目的、権利の種類等が記載されている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。また、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち個人の住所・氏名、土地の所在地番・地目・地積、権利を有していた目的、権利の種類、権利の行使状況及び摘要については、開示すると特定の個人が識別されることとなるため、本号に該当し、非開示としたと主張している。

これに対し申立人は、実施機関が非開示とした情報のうち、個人の住所・氏名を除いた部分（以下「本件申立部分」という。）については、土地に関する権利であって、また、公にすることにより個人の権利利益を害するものではないため、本号には該当せず開示されるべきであると主張している。

ウ 以上を踏まえ、当審査会は、申立人は個人の住所及び氏名については開示することを求めていると解し、本件申立部分について、以下検討する。

(ア) 13号届出は、建築許可申請以前に届け出るものであり、原則として、開発行為又は建築ができない市街化調整区域において、区域指定後経過措置期間の5年が過ぎた後でも戸建住宅を建築することができるようにするための届出である。この届出は、市街化調整区域の土地の所有者や土地の利用に関する所有権以外の権利を有する者にのみ認められるものである。よって、本件申立文書は、市街化調整区域において、将来、戸建住宅の建築許可を受けるとする特例措置を求める個人の意思が示された文書であって、13号届出を行った個人に関する情報であるといえる。

(イ) したがって、本件申立部分は個人に関する情報であって、これを公にすると、何人にも閲覧可能な土地登記簿等に記録されている情報と照合することにより、当該土地に係る13号届出を行った者の氏名等が明らかとなり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

また、本件申立文書は、上記のとおり13号届出を行った個人に関する情報であり、土地登記簿とは性質が異なるものであって、公開すべき旨を定めた規定はなく、慣行として公にされているものでもないため、本号ただし書アに該当せず、また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年10月14日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成23年10月20日 (第194回第一部会) 平成23年10月21日 (第127回第三部会) 平成23年10月28日 (第201回第二部会)	・諮問の報告
平成23年11月10日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年4月24日 (第212回第二部会)	・審議
平成24年5月29日 (第214回第二部会)	・審議
平成24年6月12日 (第215回第二部会)	・審議
平成24年6月26日 (第216回第二部会)	・審議